

食品衛生法第18条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価について（ポリエチレンテレフタレートの追加）

1. 経緯

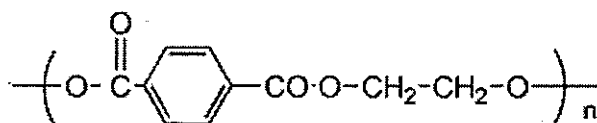
乳及び乳製品の容器包装に関しては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）により規格基準が定められており、乳等[※]についてはポリエチレンテレフタレートの規格基準が設定されておらず、現在容器包装へのその使用は認められていない。

今般、関係業界団体より、当該合成樹脂を乳等に使用できる容器包装として追加することについて要請がなされたことから、食品衛生法に基づく規格基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

※乳等：牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム

2. ポリエチレンテレフタレート (Polyethylene terephthalate, PET)

熱可塑性ポリエステルの一つであり、テレフタル酸又はそのジメチルエステルとエチレングリコールの縮重合物。強靱性、耐薬品性、透明性に優れ、繊維、フィルム、食品用途では中空成形容器（飲用ボトル等）やトレイ等に使用されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において乳等の容器包装に使用できるポリエチレンテレフタレートの規格基準の設定について検討する。